

第60号議案

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

今後の就学前施設の再編等に伴う行政需要を踏まえ、職員定数の内訳を改めるとともに、育児休業中の職員及び他の地方公共団体に派遣している職員等を定数の算定から除外するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和 25 年芦屋市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>550 人</u></p> <p>(3) 水道事業の事務部局の職員 <u>36 人</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育委員会の事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 158 人</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定数)</p> <p>第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>530 人</u></p> <p>(3) 水道事業の事務部局の職員 <u>43 人</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>49 人</u></p> <p>(6) <u>教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員 122 人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>幼稚園の園長及び教員 48 人</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>その他の職員 74 人</u></p> <p>(7) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第4条 次に掲げる職員の数は、定数の外に置くものとする。</p> <p>(1) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項(同法第292条において準用する場合を含む。)の規定による他の地方公共団体に派遣(派遣先の地方公共団体が給与を負担するものに限る。)をされた職員</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第2項の規定による心身の故障等のため休職をしている職員</u></p> <p>(3) <u>地方公務員法第55条の2第5項又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第5項の規定による職員団体又は労働組合の役員として専ら従事するものとして休職をしている職員</u></p> <p>(4) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定による育児休業をしている職員</u></p> <p>(5) <u>公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例(平成14年芦屋市条例第6号)第2条第1項の規定による派遣をされた職員</u></p> <p>(6) <u>芦屋市職員の自己啓発のための休職に関する条例(平成17年芦屋市条例第7号)第5条第2項の規定による休職をしている職員</u></p> <p>(7) <u>芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年芦屋市条例第15号)第2条の規定による配偶者同行休業をしている職員</u></p> <p>2 前項に掲げる職員がその職務に復帰した場合、当該職員の数は、その復帰した日の属する年度の末日までの間は、定数の外に</p>	<p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(定数外の職員)</p> <p>第4条 <u>併任された職員(任命権者を異にする他の事務部局の職員で、その職にあるまま他の職に任命されたものをいう。)の他の職の数及び公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例(平成14年芦屋市条例第6号)第2条第1項の規定による派遣をされた職員数は、定数の外に置くものとする。</u></p>

改正後	改正前
<u>置くものとする。</u> 3 <u>職員をその職を保有させたまま他の職に任命する場合における当該他の職の数は、定数の外に置くものとする。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市職員定数条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

今後の就学前施設の再編等に伴う行政需要を踏まえ、職員定数の内訳を改めるとともに、育児休業中の職員及び他の地方公共団体に派遣している職員等を定数の算定から除外するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 職員の定数を次のとおりとする。（第2条関係）

区 分		定数（人）		増減 （人）
		改正案	現行	
議会の事務部局の職員		8	8	
市長の事務部局の職員		550	530	20
水道事業の事務部局の職員		36	43	△7
病院事業の事務部局の職員		250	250	
教育委員会の事務部局の職員、学校及び学校以外の教育機関の職員	教育委員会の事務部局の職員	158	49	△13
	学校及び学校以外の教育機関の職員		122	
	ア 幼稚園の園長及び教員		48	
	イ その他の職員		74	
選挙管理委員会の事務部局の職員		6	6	
公平委員会の事務部局の職員		3	3	
監査委員の事務部局の職員		3	3	
消防職員		115	115	
合計		1,129	1,129	

(2) 次に掲げる職員の数に定数に算入しないこととする。(第4条関係)

改正案	現 行
ア 他の地方公共団体への派遣職員 イ 心身の故障等による休職者 ウ 労働組合等の専従者 エ 育児休業者 オ 公益的法人等への派遣職員 カ 自己啓発休職者 キ 配偶者同行休業者	公益的法人等への派遣職員
ク 併任又は兼職された職員の併任又は兼職に係る職の数	併任された職員の併任に係る職の数

(3) 定数外の職員が職務に復帰した場合の措置 (第4条関係)

(2)アからキまでに該当する職員が職務に復帰した場合, その復帰した年度の末日まで定数外とする。

3 施行期日

公布の日

参 照 2

地方自治法抜粋

(職員の派遣)

第252条の17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

(第2項から第4項まで省略)

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

地方公務員法抜粋

(降任、免職、休職等)

第28条 (第1項省略)

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合

(第3項及び第4項省略)

(職員団体のための職員の行為の制限)

第55条の2 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

(第2項から第4項まで省略)

5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

(第6項省略)

地方公営企業等の労働関係に関する法律抜粋

(組合のための職員の行為の制限)

第6条 職員は、組合の業務に専ら従事することができない。ただし、地方公営企業等の許可を受けて、組合の役員として専ら従事する場合は、この限りでない。

(第2項から第4項まで省略)

5 第1項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

地方公務員の育児休業等に関する法律抜粋

(育児休業の承認)

第2条 職員(第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。)は、任命権者(地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)の承認を受けて、当該職員の子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員と

の間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

芦屋市職員の自己啓発のための休職に関する条例抜粋

（申請手続等）

第5条 休職を希望する職員は、別に定める手続により、任命権者に申し出るものとする。

2 任命権者は、前項の規定による申出があつた場合は、当該申出について、この条例の趣旨への適合性及び業務への支障の有無を審査の上、休職の承認の可否を決定する。

芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例抜粋

（配偶者同行休業の承認）

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認め

るときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。